

(写)

総務 第4001号

平成12年 6月22日

公正取引委員会事務総局

審査局長 平林 英勝 様

北海道知事 堀 達也

入札等における独占禁止法違反行為の再発防止の取組について

平成12年5月15日付け公審第121号で要請のありましたこのことについて、別紙のとおり報告いたします。

独占禁止法等の趣旨に反して受注調整等を行い、貴職から、入札等の改善要請を受けるに至ったことは、極めて深刻かつ重大な事態と認識しているところであり、入札制度の意義を失わせる行為を、二度と繰り返してはならないという決意のもと、入札制度の抜本的な改善に取り組んで参る所存です。

なお、改善事項の実施状況等については、随時ご報告することとしておりますが、今後とも、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

連絡先

総務部入札指導監察監

tel 011-231-4111内線22-018

公正取引委員会の要請事項に対する報告

1 公正な入札を確保するための基本方針について

道は、昨年10月、北海道上川支庁が発注する農業土木工事等の入札に関して、農政部と上川支庁に対し、貴委員会の立ち入り調査が行われたことを極めて重大な事態であると受け止め、直ちに庁内に「入札手続等調査委員会」を設置し、公共工事全般に関わる入札手続等の実態や課題を明らかにするとともに、第三者の参画も得た「入札制度改善委員会」を設置し、公正で透明性の高い、競争性を備えた入札制度を確立するための改善方策を取りまとめたところであります。

本年4月27日には、入札制度改善委員会が策定した「入札制度等の改善方策」を的確に推進するため、道が今後3年間にわたり行うべき改善事項を示す「入札制度改善行動計画」を決定いたしました。

計画策定に当たっては、「競争性の促進」、「不当な関与の排除」及び「実効性の確保」を基本的な視点とし、公共工事に係る入札制度を指名選考過程における恣意性が排除され、企業の経営努力や創意工夫が的確に反映される制度に改善することなどを目的としております。

現在、入札・契約業務に携わる職員はもとより、すべての道職員の徹底した意識改革を図るとともに、行動計画に則って、関係部局が全力を挙げて改善事項を推進しております。

道といたしましては、この「入札制度改善行動計画」を基本として、公正な入札の執行に努め、貴委員会からの要請に真摯に対処していくこととしております。

2 幹部及び関係職員の意識改革の徹底について

幹部・関係職員への意識改革の徹底

幹部職員には、知事から庁議・政策会議等において改革の趣旨を徹底するとともに、関係職員には、それぞれの職場単位で管理者から徹底しております。

全職員に対する意識改革の徹底

知事の庁内放送や職員向け情報誌等を通じ、道政改革と道民の信頼回復の重要性を強く訴えるなど、職員の意識改革を徹底しております。

入札制度改善行動計画の周知・徹底

関係職員に文書により周知・徹底するとともに、入札指導監察監のホームページを開設し、行動計画の進捗状況を職員はもとより広く道民にも周知しております。

また、道民向けの道政広報誌や報道媒体を利用し、道民にPRしております。

公正な入札を妨げる行為の禁止についての周知・徹底

業者ごとの発注目標額を設定することや、他職員に特定業者の受注を働きかけたり外部からの働きかけの事実を示唆することなどを内部における禁止行為として定め、また、特定業者に受注させる意向を外部の者に示唆することや、予定価格や積算金額等を外部の者に示唆することなどを、外部との関係における禁止行為として定めるなど、公正な入札を妨げる行為の禁止について職員に周知・徹底を図っております。

なお、違反した場合には、地方公務員法上の懲戒処分を基本に厳正に対処することとしております。

北海道職員の公務員倫理に関する条例等の周知・徹底

平成12年4月1日から施行している道職員の公務員倫理条例等について、職場単位の研修会を開催し、公務員倫理の保持に向けて適切に対処するよう職員に周知・徹底を図っております。

談合を誘発しないためのマニュアルの周知・徹底

農政部においては、既に「談合を誘発しないためのマニュアル（談合防止テキスト）」を作成し、職場単位の研修会などで関係職員に周知・徹底を図っております。

今後、農政部以外の各部局においても、関係職員を対象としたマニュアルを作成し、周知・徹底を図っていきます。

3 独占禁止法違反行為等に対する監督体制の強化について

独占禁止法等の趣旨の徹底

農政部の「談合を誘発しないためのマニュアル」には、独占禁止法の概要等を載せており、職場単位の研修会などで立法の趣旨等を関係職員に周知・徹底しております。

今後、農政部以外の各部においても、関係職員に対し、周知・徹底を図っていきます。

公正取引委員会への報告の励行

談合情報があった際の公正取引委員会への通報や入札の執行を中止する場合の基準などを定めた、「談合情報対応手続」を全庁的に統一しております。

なお、談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、各発注機関に新たに公正入札調査委員会を設置します。

指名停止措置の強化

道が発注する工事に関し、独占禁止法違反や談合等があった場合、これまでの指名停止期間を大幅に延長します。

業者・業界への周知徹底及び指導

入札談合等公正な入札を妨げる行為の禁止、独占禁止法等の遵守など公共工事の適正な執行についての要請文を業界団体及びすべての入札参加資格者に通知すると

ともに、研修会等により指導しております。

また、リーフレット「入札者の方々へのお知らせ」を作成し、様々な機会を活用して配布することにより、関係者への浸透を図っております。

4 入札における情報管理の徹底について

業者の執務室への入室制限

公共工事関係の執務室への業者の入室を制限します。

職員への情報管理の徹底

特定業者に受注させる意向を外部の者に示唆することや、予定価格や積算金額等を外部の者に示唆することなどの行為を禁止し、違反した場合には、地方公務員法に基づき厳正に対処することを職員に周知・徹底しております。

予定価格の秘密性保持の徹底

予定価格調書の作成は、決定権者自らが行うとともに、厳正な管理を行うよう関係職員に文書により徹底しております。

業者に再就職している元道職員との関係のあり方

元職員と職員との関係のあり方について、厳正な関係を保つよう、職員に文書により周知・徹底を行っております。

5 入札における公正・自由な競争の確保について

公正な入札を妨げる行為の禁止

業者ごとの発注目標額を設定することや、他職員に特定業者の受注を働きかけた
り外部からの働きかけの事実を示唆することなどを内部における禁止行為として定め、また、特定業者に受注させる意向を外部の者に示唆することや、予定価格や積算金額等を外部の者に示唆することなど、外部との関係における禁止行為として定

めております。

不良不適格業者等の排除

経営の状況に関する審査のため納税証明書の提出を義務づけるなど競争入札参加資格要件の強化や、警察等の関係機関との連携に努めます。

また、法令違反等の業者に厳正に対処するため指名停止措置を強化します。

一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象とする工事を現行の25億円以上から5億円以上に漸次拡大しております。また、一般競争入札に地域要件を加味した地域限定型一般競争入札を本格的に実施します。

指名競争入札の基準等の見直し

入札参加者の指名手続の透明性、公平性をより一層高めるため、指名競争入札における指名基準等の見直しを行います。

入札執行の公開

競争入札の透明性を高め、公正な入札の執行を図る観点から、傍聴により入札執行を公開しております。

指名業者名の公表時期

業者間で連絡をとりあい、談合などにつながる恐れがあるところから、指名業者名の公表時期を指名通知後から入札執行時に改めております。

「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」の制定

これまでの「北海道職員の再就職に関する取扱要領」、「民間企業に再就職する者の取扱い」を廃止し、本庁次長相当職以上の職員にあっては、退職前5年間に在職した所属と密接な関係にある企業への再就職を退職後2年間は自粛することなど、職員が再就職する際の制限等に関し必要な事項を定めた「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」を平成12年1月1日から施行しております。

入札等監理委員会の活用

公共工事の入札手続等に関する事後点検や行動計画の進捗状況の把握を行う入札等監理委員会がその機能を果たすことによって、公正で自由な競争が確保される適切な入札制度の改善に努めます。

監査委員との連携

監査委員による監査結果を踏まえ、公共工事に係る入札・契約事務の適正な執行に努めます。

考査監との連携

道の財務会計事務の指導・監督を行う考査監との連携により、入札・契約事務の適正な執行に努めます。

6 適切な入札が行われるために有効な制度及び組織の構築について

(制 度)

一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象とする工事を現行の25億円以上から5億円以上に拡大しております。また、一般競争入札に地域要件を加味した地域限定型一般競争入札を本格的に実施します。

指名競争入札の改善

指名に関する恣意性を排除するため、指名選考委員会において、従来より具体的に明確な指名基準に基づいて業者を選考し、さらに無作為な選定を行う「ランダム・カット式」指名競争入札に移行します。

また、公募型指名競争入札を拡大するとともに工事希望型指名競争入札を導入します。

入札参加者の指名手続の透明性、公正性をより一層高めるため、指名基準の見直

しを行うとともに指名選考過程を公表します。

多様な入札方式導入の年次別実施目標の設定

一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式を合わせて、今後3年間で全入札件数（工事）の30%まで拡大します。

「入札制度改善白書（仮称）」の公表

入札制度改善行動計画の進捗状況や入札手続等の点検評価結果を入札等監理委員会が毎年取りまとめ、白書として公表します。

（組織の構築）

入札等監理委員会の設置

ア 設置年月日 平成12年6月6日

イ 構成 委員長 副知事

委員 大学教授、弁護士、道民代表者、

総務部長、総合企画部長、出納局長

ウ 所掌事務

- ・ 入札手続等に関する事後点検
- ・ 行動計画の進捗状況の把握
- ・ 上記に関する意見の申出

入札指導監察監及び専掌事務部門の設置

ア 設置年月日 平成12年5月1日

イ 構成 入札指導監察監を設置し、その下に参事、主幹、主査を配置

ウ 所掌事務

- ・ 行動計画の推進管理
- ・ 入札手続等の指導・監察
- ・ 入札等監理委員会の庶務

支庁における入札関係業務部門（会計課事業管理室）の設置

- ア 設置年月日 平成12年5月25日
- イ 構成 全支庁に事業管理室長、主査を配置
- ウ 所掌事務 公共工事に係る入札の実施等に関する事務
入札制度等の改善事項の実施及び推進管理

本庁における設計管理部門と入札執行部門の分離

本庁発注工事について、入札執行部門を建設部から分離する方向で検討します。